

明治前期における合同運動の一考察

—日本基督公会運動から日本基督一致教会、
組合教会との合同運動—

岡 部 一 興

はじめに

周知の通り日本基督公会は、1872（明治5）年3月10日に創立された最初の日本人によるプロテスタント教会である。この創立をめぐってはこれまで様々な研究者が論稿を発表してきた。この公会運動によって、日本基督公会のブランチ的な教会が創立された。その期間は、1872年から1877年までの5年間においてであった。そこにおける教会は、1872年横浜において最初に創立された日本基督公会、73年には東京日本基督公会、74年には神戸基督公会、大阪基督公会が創立された。

日本基督公会の創立後、1872年9月に第一回の宣教師会議が開催され、日本に在住する様々なプロテスタントの教派に呼びかけて行われた。そこにおいて、①聖書翻訳の共同委員制、②教派によらざる神学校の創立、③無教派主義による教会形成、他に讃美歌の編纂が決まった。⁽¹⁾

本稿においては、③の日本に唯一の無教派の教会を形成しようとする取り決めがなされて運動が展開された点に注目して、この公会時代に京浜の教会と阪神の合同が、1874年から翌年にかけて展開された足跡を考察したい。その合同運動は挫折の憂き目にあった。その後、再び日本

基督一致教会と組合教会との合同が展開された。それは、1885（明治18）年から1889年にかけて、日本基督公会の伝統を引き継ぐ教会、即ち日本基督一致教会と日本基督組合教会との合同が推進され、合同が行なわれるかに見えたが、合同はできずに物別れになった。なぜ、合同できなかったかを具体的な資料に基づいて、日本基督公会時代との比較で考察しようとするものである。

1. 日本基督公会の創立とその精神

周知の通り日本宣教の契機は、日米修好通商条約第8条の締結にある。この条約によって、居留地内において、信教の自由が認められて会堂の建設が承認された。しかし、依然としてキリスト教は禁止されていたが、宣教師たちは居留地の自宅において英語を教え、日本語を勉強し、聖書の翻訳をするなど、来るべきキリスト教解禁の日を待望していた。

それでは日本基督公会の源流をどこに求めたらよいかを考えると、オランダ改革教会宣教師のS. R. ブラウン（Rev. Samuel Robbins Brown）を中心として、1863年2月18日（文久2年12月30日）横浜ユニオン・チャーチを組織したところに見出されるのではないかと考える。1859年10月18日にはヘボン（Dr. James Curtis Hepburn）夫妻が神奈川に、同年11月1日S. R. ブラウンとD. B. シモンズ（Dr. Duane B. Simmons）が神奈川に、同年11月7日フルベッキ（Rev. Guido Herman Fridolin Verbeck）が長崎に上陸した。1861年11月にはJ. H. バラ（Rev. James Hamilton Ballagh）夫妻が来日した。

S. R. ブラウンたちは、1860年横浜で初週祈祷会を開設、これが在日宣教師における協力と一致の精神を生み出すものとなった。同年12月31日付ブラウン書簡によると、その頃の情景を次のように伝えている。

「1861年1月、世界各国で初週祈祷会が行われ、この国民の救いのため、多くの

明治前期における合同運動の一考察

祈祷がささげられることでありましょう。それらの祈りは、空しくありません。神は信ずる人々の祈りを聞き入れて、この国における神の大いなる目的を急速に進めてくださるに違いありません。もしキリスト教会が日本教化の準備をしているならば、神はどうしてその宣教をさまたげることがありましょう。この国民は、わたしたちが一年前に考えていたよりも、もっと早く福音をうけいれようとしているようです」。⁽²⁾

また1860年2月6日付ヘボン書簡によれば、S. R. ブラウンが来日してから、安息日には成仏寺に住むヘボンの客間で礼拝を続け、ブラウンが説教を行ない、通常12～15名の出席者があったという記述がある。⁽³⁾ これらの書簡から判断すると、ブラウンが来日してから成仏寺の本堂で神奈川に在住するプロテスタント教会の宣教師や外国人が礼拝を守るようになり、このグループを核として、前述の横浜ユニオン・チャーチへと発展して行ったのである。ここに表れている世界各国における「初週祈祷会」は、万国福音同盟会の線上にある運動であり、日本在住の宣教師たちが教派を越えた教会を形成しようとする動きとなっていくのである。井深梶之助によれば、「教会創立の際には九ヶ条の簡単なる信仰箇条が採用せられた。之を觀るにその文言は同一ではないが、その意味に於ては万国福音同盟の九ヶ条とほとんど一致して居る」という。⁽⁴⁾

前述の1860年の初週祈祷会から始まった祈祷会、礼拝に参加した人々は、長老教会、会衆派教会、バプテスト教会、英国監督教会の会員などであった。その後、J. H. バラ (Rev. James Hamilton Ballagh) 夫妻が、1861年11月11日神奈川に到着、成仏寺のヘボンの住む本堂に居を移した。アメリカ・オランダ改革教会のブラウンとバラは、同じ出身の牧師として同じような動きを取っている。

次に日本基督公会創立以前の状況と創立までの歩みを追跡することに

する。そこで J. H. バラのその後の動きを追ってみると、1863年6月1日、バラ一家とブラウン一家は横浜居留地に移転、米国領事館内に住んだ。1864年1月居留地167番の土地がブラウンとバラに外国人礼拝建築敷地として下付された。1865年11月5日、バラの日本語教師矢野隆山に対しヘボン立会いの下に洗礼を受けた。これは、日本におけるプロテスタントの最初の受洗者になった。1866年3月妻のマーガレット・キニア (Margaret Tate Kinneer Ballagh) が健康を損ねて2人の子どもと帰米、その時 J. H. バラも同伴しているが、3ヶ月後ハワイで別れて日本に戻った。⁵⁾ バラは日本に戻って後、同年8月第一聖日、ユニオン・チャーチと並行して横浜アメリカ領事館内の自宅で日本人のために日本語による礼拝を始めた。これは、バラの教え子を中心とした集会であった。この集会がのちの日本基督公会が誕生する契機となったのである。その後、同年11月26日横浜に大火があり、米国領事館焼失、バラは書物や衣類、所持品、翻訳原稿、書類などを失った。

1867年10月、J. H. バラは山手居留地48番に自宅用の土地を購入、1868年5月栗津高明、鈴木貫一に受洗を受ける。同年12月居留地167番に小会堂完成、一時帰米する。1869年4月48番のバラの自宅完成、1870年11月25日バラ一家が日本に戻るが、48番の自宅は借り手との契約が半年残っていて入居できず、山手75番Aのゴープルの家を借りることになった。

1871年春、居留地167番の小会堂で「バラ塾」を開始、英語と聖書を学ぶ塾であった。1872年1月在留外国人の初週祈祷会が始まった。『宣教師バラの初期伝道』によると、これを見ていたバラの塾生篠原桂之助が、バラに同年2月9日日本人による初週祈祷会を行ないたいので教室を貸して欲しいと頼みに来た⁶⁾。ここに初週祈祷会が始まった。この祈祷会は、連日30名ほどの者が集まり数週間にわたって続いた。同年3月10日、午前は9時から集会、午後も3時から集会を行ない、日

本基督公会の創立となった。竹尾録郎、篠崎桂之助、進村漸、押川方義、吉田信好、佐藤一雄、戸波捨郎、大坪正之助、安藤劉太郎の9人が、バラから洗礼を受けた。加えて既に洗礼を受けていた小川義綏、仁村守三の11名によって日本基督公会が創立した。長老選挙があり、小川義綏が当選、夜プライン、ピアソン、クロスビーが住む山手48番にて集会があった。

従来「公会」に特別の意味を見出し「合同教会」としての意味をそこに見出そうとする考え方が見られた。しかしその後の研究において、教会と公会は同一の意味を持ち、それはChurchの訳語として使っているのであって、公会に特別の意味はないことが指摘され、これが定説になっている。また、山本秀煌らが日本基督公会の設立が宣教師の影響で生まれたのではなく、「日本独立自治の団体」であったとする観念や日本のプロテスタント教会が目指すべき原点とする見方は、正しい見方ではないとする。問題は訳語がどうであるかより、彼らがとりわけ宣教師たちがどのような教会をめざしたのかを検討することが大切であると思われる。

1872年3月に日本基督公会創立後、J. H. バラは毎日集会を開いた。同年3月下旬栗津高明、鈴木貫一、鳥居だいが転入会をした。同年4月14日(日)の記録では、午前9時からバラがロマ書の講義、午後3時39番ヘボン診療所においてマタイ伝をバラが講義、夜山手48番においてバラがマタイ伝を講義、40名が集まった。同年4月28日バラから杉山孫六、熊野雄七、桃江正吉、朽木鑑、伊藤友賢、湯浅久兵衛の6名が受洗。同年6月9日バラから本多庸一、北原義道、大伴そよ、大伴すま、小川きむの5人が受洗した。同年6月24日の記録では、バラの健康が悪化、旧正月から連日集会をもって熱心に伝道した疲れが出たのではないかと思われる。そこで祈祷会、礼拝の責任をS. R. ブラウンが担った。7月9日タムソンが本国より帰国、バラに代わって責任を担うようになった。

た。そして、同年9月20日から25日にかけて、第1回の宣教師会議が居留地39番のヘボンの診療所において開催された。協議されたものは、はじめに記したように聖書翻訳、教派によらざる神学校の創立、無教派主義による教会形成、讃美歌の編纂であった。出席者は以下の通りであった。

長老派ミッション：J. C. ヘボン, D. タムソン, C. カローザス, H. ルーミス, E. R. ミラー, 改革派ミッション：S. R. ブラウン, G. F. フルベッキ, J. H. バラ, C. H. H. ウォルフ, H. スタウト, アメリカ・ボード・ミッション：D. C. グリーン, O. H. ギューリック, J. D. デーヴィス, J. C. ベリー, M. L. ゴルドン, 横浜の英領事館付牧師 E. W. サイル, 長崎在住教会伝道派ミッション H. バーサイド, アメリカ監督派ミッション R. ネルソン, ユニオン・チャーチ長老：J. C. ワトソン大尉, W. St エリオット (医師), W. E. グリフィス, ミッションホームなど：ミセス・プライン, ミセス・ピアソン, ミス・クロスビー, ミス・キダー 横浜公会：長老小川義綏⁽⁷⁾

この出席者を見ても分かるように、在住するすべての宣教師に呼びかけているが、バプテスト教会のゴープルは日本にいなかったので欠席、メソジスト教会は来日していなかった。この会議で教会合同について論議され、これが一番難しい問題であったが、聖公会はプロテスタントの類型に入るとはいえ、別格であることから考えると長老派、改革派、組合派の3つの教派を中心とした宣教師会議であることが言える。

この会議において、共同訳の聖書翻訳、教派によらざる神学校の創立についてはすぐ決まったが、無教派主義については一致を見出すのは難しかった。しかし、ようやく日本のキリスト教の展望について話し合い、「公会の精神と統一した目的」とをもって伝道できるよう決議した。この時、S. R. ブラウンは、日本基督公会の精神を次のように書いている。

「内地人教会の名称と組織の一致に関する会議において、満場一致で決議せられたことは、とりもなおさず、日本の教会に不必要な分派を防ぐようにする、最も重要な一段階であるとわたしは考えています。もしわたしたちの組合教会の同労者たちが、こういう決議に投票することができるならリフォームド教会や長老教会のごとき教会組織と教会政治において、根本的に一つであるところのキリスト教会の諸教派が、一致に反対する根拠は、どこにも見いだすことはできません。もし反対するならば、教会の一致することを希望する、としばしば発表したことに、疑念をいだかざるをえません。会議でこの決議がきまったとき議場にあふれていた全き一致の精神に対して、一同は歓喜と神への感謝に満ちていたので、しばらくは、議事を進めず、まず、いと高きにいます神に感謝の祈りをささげました。ここでは、同労者が全き一致の精神に団結しました。むろん見解の違いはありましたが、それは、ただ見解の違いであって、お互いに分離するような事ではありませんでした」。⁽⁸⁾

議長であるブラウンは、この第一回宣教師会議で決議したことを「歓喜と神への感謝に満ちて」という表現で歓びに満ちあふれた感想を述べている。それに対して、長老派の代表格であるヘボンの感想はどうであろうか。ヘボン書簡で見ると限りにおいては、ブラウンの感想とヘボンのそれとの間には微妙なニュアンスの違いを読み取ることができる。ブラウンの方は、いわば主体的に日本基督公会に関わっている姿を見ることができる。これに対して、ヘボンの場合はブラウンほど積極的に公会主義を支持していないように思われる。『ヘボン在日書簡全集』によると、日本基督公会の礼拝に出席している。1872年7月22日付書簡では、「昨日、当地の日本人の教会の集会に初めて出席して非常に嬉しく存じました。会員は二〇人ですが、出席者は日本人五〇人でした」⁽⁹⁾。また翌月8月5日の聖日礼拝に出席し、聖餐式の恵みを受けている。その記述を

見る限りでは、日本基督公会を高く評価しているように見える。

その後、1873年10月末ヘボンが帰米し、ニューヨークの米国長老ミッション本部において、「1859年1月6日より日本宣教を開始した北米長老教会外国伝道教会の起源」⁽¹⁰⁾ という内容の講演をしているが、この講演要旨を見る限りでは、一言も最初に成立した日本基督公会について触れていない。日本のキリスト教伝道を積極的に評価すべきところを報告していない。なぜ触れなかったのであろうか。講演内容からみると、北米長老教会の外国伝道が中心になるにせよ、少なくとも第一回宣教師会議において、日本に在住する宣教師が集まって重要な決議をしたのに、一言も言及していないのは、ヘボン自身の中に無教派主義の運動に対して、積極的に関わろうとする姿勢がないことを表していると考えられる。

では、次に公会の信仰的な規則について論じることにする。1872年3月日本基督公会が創立した時につくられた「公会定規」、同年秋の会員総会で可決された「公会規則」、1874年春東京・横浜両公会の春季代議委員会で決定された「日本基督公会条例」の3つが挙げられる。これらの規則の検討については、小川圭治や五十嵐喜和⁽¹¹⁾らが検討しているのでそちらに譲るが、「公会定規」において信すべきこととして記述されているのは使徒信条である。また聖書について論じられているが、内規条として長老職、執事職について言及されている。

「公会規則」は15項目からなっており、はじめに聖書が啓示の書であり、信すべき事と行いの規準であり、また唯一の救い主であるキリストが神の独り子であり、神性と人性の両方を備えていると説く。聖書が父と子より出て心を清潔にすることを信じ、そして人類の罪とキリストの贖罪、終末論に言及している。11から15項目までは、キリスト者が社会にあっていかに実践すべきかを説いている。全体の印象としては使徒信条とカルヴァン派の信仰とが混ぜ合わされ、それに信仰者の実践的

規準を付け加えている。⁽¹²⁾

次に「日本基督公会条例」であるが、これは「公会規則」よりよく整備されている。⁽¹³⁾ 聖書が神の靈感によってなり、聖書を読みかつ伝える時、その解釈は自己の信仰的決断によることを説き、三位一体の信仰、人類の罪と神の子キリストの受肉と贖罪、信仰によって救いを受け、義とされるとする。そして終末信仰に言及し、最後に洗礼と聖晩餐の二大礼典を守るべきことを説く。この信仰諸則の前に、第一条には、「日本国に立る所の耶蘇キリストの公会に於て信ずべき事左の如し」とあるのを見ると、明らかに信仰告白としてこの条例を作ったといえよう。ではこのように整えられた信仰諸則は、どこから来たのだろうか。

この条例は、万国福音同盟会の9項目からなる「教理の基礎」をほとんどそのまま採用している。この万国福音同盟会の9項目は、宗教改革以後の福音主義の信条によっている。この9項目の前文によれば、諸教会を合同させるねらいや宗派の結集を呼び掛けているものではなく、単なる協調関係を作ろうという観点から書かれている。

2. 日本基督公会の支会の誕生とその後

1872年3月10日に日本基督公会が成立後、公会の支会が誕生していった。公会運動は、1872年から1877年10月3日に日本基督公会系の教会と長老教会系の教会が合同し、日本基督一致教会となった。それまでの間に日本基督公会系の教会が13教会生まれた。また神学的には、日本基督公会と同じ改革長老教会を志向する教派である長老系の教会を参考に掲げた。日本基督公会運動は、無教派主義あるいは超教派的教会を目指して日本に「一名一会」の教会を形成すべく展開された。1872年秋から翌年5月にかけて、同じ神学を有する米国長老教会のヘンリー・ルーミスの群れと共に礼拝を守り公会運動を展開した時期もあった。し

かし、教会形成の違いから別々に礼拝をする事になった経緯がある。その研究については、筆者が書いた「日本基督公会の挫折と長老派の動向」の論文があるので、そちらに譲りたい。⁽¹⁴⁾

日本基督公会の運動は、1872年9月第1回の宣教師会議において、無教派の教会を形成するとして合同運動が展開されたが、1875年4月に破綻した。しかし、その後に設立された教会も公会という名称を使用していた。日本基督公会の支会は1874年まで4つの教会が誕生した。すなわち1872年3月10日に横浜日本基督公会、73年9月20日には東京日本基督公会が創立された。74年4月19日神戸日本基督公会が創立、続いて翌月の5月24日大阪基督公会が創立、日本組合基督教会を形成する中核の教会となっていた。二つの改革長老教会と二つの組合教会系の教会との間で合同運動が起こった。同年10月3日を期し、横浜山手212番の日本婦女英学校（現横浜共立学園）において、神戸公会から前田泰一・松山高吉、大阪公会から高木玄眞を代員として派遣、東京・横浜は奥野昌綱・小川義綏を代員とし、関係ミッションの宣教師数名が参加、4公会合同一致を約し共同の条例を協議し、翌年の4月第一水曜日に神戸で会合を持つことが決まった。一時は「日本基督公会条例」を阪神側が受け入れ合同が成立するかに見えたが、公会条例に長老主義的な条文が残っているという阪神側の警戒心を埋め合わせることができなかった。

会合の一カ月前に神戸教会から横浜・東京両公会へ「その希望する所の一致、合同は親誼、交情を期するの意にして、公会の政治を一つにするの謂にあらず、故に来る四月の集会は共に集りて神を拝し且つ親睦するの会」としたいという通知が来たのであった。J. H. バラと奥野昌綱を両公会の代員として派遣し、阪神の公会のJ. D. デーヴィス宣教師と新島襄の両代員と会見したが、「日本基督公会条例」には同意し難き所

があり、断然合同を謝絶したいということで合同は頓挫した。⁽¹⁵⁾ これより以前、1874年2月、アマースト大学で神学を学んだ新島襄が帰国するとの情報を得て、横浜公会は新島襄に招聘状を送ったが承諾を得るに至らなかった。組合教会の新島襄が横浜公会の牧師に招聘できれば、公会運動が躍進間違いなしとの思いがあったが、新島襄にその気がなく成就しなかった。

日本基督公会の運動は、1872年9月に第1回の宣教師会議で無教派主義の教会を掲げて展開されたが、翌年2月キリスト教禁制の高札が撤廃されたので聖公会、メソジスト、バプテスト等が続々と来日し、各地で伝道を開始したことによって無教派主義の運動は孤立していった。また無教派主義を掲げてはいるが、組合派と改革派の合同は神学的には、長老制度の教会を志向するものだったので新しく来日した宗派を包み込

日本基督公会の支会の誕生

	教会名	創立年月日	備考
1	横浜日本基督公会	1872年 3月10日	日本基督一致教会へ
2	東京日本基督公会	1873年 9月20日	日本基督一致教会へ
3	神戸日本基督公会	1874年 4月19日	組合教会へ
4	大坂日本基督公会	1874年 5月24日	組合教会へ
5	三田公会	1875年 7月27日	組合教会へ
6	弘前日本基督公会	1875年10月 3日	メソジスト教会へ
7	兵庫公会	1876年 8月 6日	組合教会へ
8	上田基督公会	1876年10月 8日	日本基督一致教会へ
9	京都第一公会	1876年11月16日	組合教会へ
10	京都第二公会	1876年12月 3日	
11	京都第三公会	1876年12月10日	組合教会へ
12	長崎基督公会	1876年12月23日	日本基督一致教会へ
13	浪花公会	1877年 1月 1日	日本基督一致教会へ

長老教会系

	教会名	創立年月日	備考
1	横浜第一長老公会	1874年 9月 13日	日本基督一致教会へ
2	東京第一長老教会	1874年 10月 18日	日本基督一致教会へ
3	法典長老教会	1875年 12月 28日	日本基督一致教会へ
4	品川長老教会	1877年 6月 11日	日本基督一致教会へ
5	大森長老教会	1877年 7月 21日	日本基督一致教会へ

※日本基督長老会は、その初め公会運動に同調していたが、1873年12月に日本基督長老会を組織、これ以後長老教会の伝道を展開した。

むことができなかつたのである。

その後の改革教会と組合教会の動向を概観すると、1875年7月27日には、三田公会が兵庫県三田屋敷町にO. H. ギューリックによって創立、摂津第三公会と称し、現在の摂津三田教会である。創立当日男7名、女9名が受洗している。76年8月6日にはJ. L. アッキソンによって兵庫教会が創立された。兵庫戸場町において、摂津第一公会（神戸教会）で受洗した村上俊吉が自宅を講義所として始まり、創立した日に13名が受洗、摂津第一公会からの転入会3名を入れて創立した。

1876（明治9）年11月16日ラーネッドによって京都第一公会が今出川通に創立、同年12月3日に新島襄によって新烏丸通に京都第二公会が創立、さらに同年12月10日E. T. ドーンによって東竹谷町に京都第三公会が創立された。『日本キリスト教歴史大事典』によると、その後京都第二公会の同志社関係者が同志社教会を組織、第二公会の残りの会員は、第一公会に移籍、京都第三公会は第一公会と合併して平安基督教会となった。⁽¹⁶⁾最後に浪花公会を考察すると、北米留学より帰国した沢山保羅が伝道を開始、77年1月20日11名の信徒とともに浪花公会を設立、日本で最初の自給教会となった。創立した午後、新島襄と4名のアメリカン・ボードの宣教師立会いの下で、沢山保羅の按手礼が行

なわれた。

日本基督公会で育った本多庸一が、故郷弘前でキリスト教伝道に成功している。1874（明治7）年11月ジョン・イング夫妻が中国の伝道を終え、インディアナ州に帰米するため横浜に立ち寄った。メソジスト派のイング牧師に本多が接近、弘前にある東奥義塾の教師として招聘した。本多は、72年6月9日横浜公会においてJ. H. バラより受洗、74年12月イングを伴って弘前で伝道、75年6月東奥義塾の教員と学生14名がイングから受洗、同年10月3日8名の受洗者を出し、長老誓約式をし日本基督公会条例に従い公会を設立、横浜、東京に続いて第三の公会設立となった。⁽¹⁷⁾しかし、本多を除いて全てメソジスト派のイングから受洗したので、実際上は公会の精神に基づく教会形成をなす状況になかった。公会設立時22名の信徒全員がイングから洗礼を受けたので、その感化は大きかった。75年4月には東京、横浜の公会と大坂、神戸の公会の合同が破綻、同年10月イングの群は公会に所属した。長老本多など上層部は、公会についてある程度理解していたと思われるが、会員がどこまでこの条例を理解して加入したかは分からない。公会に加入して1年余、ついに76年12月20日イングの属するメソジスト・エピスコパル教会に加入することを決議、公会から離脱することになった。公会に加入した時、ここに分教会設立の祝として贈られた金200円を返送し、公会から離脱することになった。⁽¹⁸⁾

さらに日本基督公会系の教会をみると、1876（明治9）年10月8日に創立した上田基督公会と12月13日創立した長崎基督公会がある。上田基督公会創立にあたっては、稲垣信との関係が深い。⁽¹⁹⁾旧上田藩士稲垣信は明治初年中国語の聖書に触れたがその意を解せず、1870年夏タムソンを東京の藩邸に招きキリスト教について質問したが明確な解釈を得られなかった。その後築地6番館の会堂にて説教を聞き聖書を調

べ、教義は分からないところがあったが、祈りに大いに感じるころがあり、また1874年には長崎に赴き「梅ヶ崎会堂」（長崎教会）で説教を聞き、同年7月旧上田藩士鈴木親長が横浜公会にて受洗し、同年8月上田に帰り聖書を買らんとしたが排斥された。同年8月8日稲垣信、日下部省吾、犬飼新、村瀬直養、松村、岩崎らと松村宅で安息日集会を始めた。

同年10月19日稲垣、鈴木親長や2、3の友人と謀り「上田禁酒会」を組織した。同会の規約は、「邪神を棄て、眞神を拝し、飲酒を禁じ、聖句を守り、仁愛慈善の行為を互いに励し、社会の弊風を一洗せんとするにあり」、「男女十有六名」の大酒家が入会して社会を驚かした。聖書の知識が進むに従い、神の命ずるままに1876年1月30日J. H. バラより受洗した。⁽²⁰⁾ 1876年8月E. R. ミラーを上田に迎え16名が受洗、同年10月8日J. H. バラを迎え、D. C. グリーンやギューリックも同行、17名に授洗、既に受洗していた稲垣、坂巻淳一郎を加え37名をもって上田基督公会を設立、稲垣は長老になった。この半年後、稲垣は横浜公会の招きを受け上田を去り、77年6月真木重遠が上田教会の伝道師となった。

次に1876年12月23日に創立されたのは長崎基督公会であった。

「教会建設の課題は最初の洗礼式後ただちに考慮された。『中会』（プレスビテリー）とその組織体の規則ができるのを待ちつつ、最後に二、三の臨時規定をもった教会を建設することに決定した。このことは1876年12月23日に達成された。10人の成人と二人の小児が構成メンバーであった」。⁽²¹⁾

長崎教会が創立された時期は社会的に不穏な状況にあった。1877（明治10）年2月西郷隆盛軍が挙兵、秋まで九州全域を包む西南戦争が起こり、長崎の街も兵站基地が置かれ伝道も阻まれたのではないかと思われる。1869（明治2）年、アメリカ改革教会のフルベッキが東京に出て

長崎を離れたので、ヘンリー・スタウトが長崎地方の伝道を任された。長崎では、1873年9月7日スタウトより瀬川淺、隈部藤、山田陽蔵が洗礼を受けた。その後74年まで居留地内の小会堂において4人の受洗者、75年梅ヶ崎会堂にて9人、76年9月酒屋町集会所において2名が洗礼を受けた。そのうち瀬川淺は1877年秋、日本基督一致神学校が発足した時、この神学校で学び翌年4月3日に東京新栄橋教会で開かれた第二回中会において、13人の者と共に准允を受け、同年8月29日にはフェリス・セミナリーで学んだ藤山つやと結婚し、長崎教会を担うことになった。⁽²²⁾

3. 日本基督一致教会と組合教会の合同

米国オランダ改革教会系教会と米国組合系の教会の合同破綻後、米国長老教会と米国オランダ改革教会、そしてスコットランド長老教会も参加して合同の協議がなされた。1876年5月両ミッションによる合同の協議が始まり、翌年10月3日、日本基督一致教会が発足した。この合同に参加した教会は、横浜日本基督公会、東京日本基督公会、上田日本基督公会、長崎日本基督公会、横浜第一長老公会、東京第一長老教会、法典長老教会、品川長老教会、大森長老教会の9教会であった。

前述の如く改革教会と組合教会の合同が失敗したが、合同に反対したのは、他ならぬアメリカン・ボードの宣教師たちであった。改革派の宣教師は、合同に積極的に参加し無教派主義を推進したが、アメリカン・ボードの宣教師はそうした動きを取っていなかったところに合同が破綻した原因があった。新島襄やJ. D. デーヴィスらが合同に反対していた。アメリカン・ボードの資料を追跡したが、改革派との合同に賛成する記述を見ることができなかった。新島襄、デーヴィスもボードから派遣されている点からボードの伝道を発展させることに力を尽くしても、改革

派との合同には消極的であった。新島の考えは、両公会の名称と信条は一つであっても、教会政治は異なっておりその点で組織上の合同ではなく、親交上の意味であると表明した。従って、改革派との合同はボードから派遣された宣教師の意識にはなく、反対であった事が合同に向うことができなかつた原因とみることができる。そこには、神学的にみると長老制度の教会を志向する改革派と、会衆派とは相いれないものがあつたと言えよう。しかし改革派と会衆派の合同が挫折したのに、1885（明治18）年から再び合同を志向するようになった。日本基督公会の合同運動は、宣教師を中心として展開されたが、この度の合同運動は、日本人の教職者が中心となって行われた所に特徴があつた。

では日本基督一致教会と日本組合基督教会が合同を志向するようになったのは、いかなる理由があつたのだろうか。（以後日本基督一致教会は一致教会、日本組合基督教会は組合教会と略す）その契機になつたのはどういう所にあつたのだろうか。日本のキリスト教は少数派で日本の社会から孤立していたが、1878（明治11）年80年、83年、85年の4回にわたって日本基督教信徒大親睦会が開かれた。この大親睦会は教派を超えて超教派的な運動となつていった。また1883（明治16）年1月横浜に起こつたリバイバルが全国に波及したことが挙げられる。さらに鹿鳴館時代、欧化主義が社会に浸透しキリスト教が普及する条件が整つていったのである。当時のキリスト教が上昇する動きを見ると次の通りである。

「明治十七年の新富座に於ける基督教の大演説会は、当時空前絶後と思はれたほどの盛会であつた。何しろ前年の一月横浜に起こつた大リバイバルの勢力は、全国に波及せんとしていた際であり、その後を受けた同じ年の五月には、新栄教会に於ける全国信徒大親睦会が盛大に開会せられ、特にその時に挙行した久松座（明治座の前身）の大演説会も、これ亦非常なる盛況で、さらに同じ年の十月には、

厚生館に於て盛大なるマルチン・ルターの四百年記念会が開催せられたといふ次第で、戦ひ又戦ひ、帝都下の基督教会は協同一致全力を挙げて伝道に奮戦した」⁽²³⁾

この全国信徒大親睦会は、1885年の第4回の会合では日本基督教徒同盟会と改称され、日本基督教徒同盟規則を議決している。その目的は、「本同盟は普通に福音主義と称する諸教会相互の交誼を厚うし共同の事業を経営し基督教会一般の利害に関する事件に付適宜の処置を為し以て基督の精神を社会に発表するを目的とす」とするものであった。⁽²⁴⁾

その事業は、「各派共同の伝道を為し各地の依頼に応じ説教者並に演説者を派出すること」とするもので、「諸教会相互の交誼を厚うし」というように、あくまでも親睦を深め互いに励まし合うものであった。1878(明治11)年、日本の総人口は、3,489万9千人で、同年のキリスト信徒数は1,617人であった。⁽²⁵⁾それが1885(明治18)年には、その信徒数は10,542人、1889(明治22)年には、リバイバルや大親睦会の影響もあって24,131人と上昇した。このような状況の中で、組合教会と一致教会の合同がどのようにして、どんな人物が推進していたかを見ると、「合同に関する新聞記事」と題する記事がその経緯を次のように伝えている。

「日本基督教会の設立 此程より伝聞せし大儀見、安川、松山、湯浅、井深、植村諸君の申合せにて新に同名の一大教会を設立せんとして諸教会の牧師兄弟姉妹へ宛て認められたる右設立趣意書の草案なりとて得たれば左に掲げぬ然れども未だ確定せしものに非ずといふ 熟々我邦の形勢を察するに伝道の期方に熟し眞理を求る者国の四方に起り唯其需に應ずること能はざるを憾む実に今日收穫は多く工人は少なき時にして稼主に工人を収稼場に送らんことを願ふべき也此時に当て信徒たる者は唯全心全力を盡して伝道に従事するのみならず宜く同心協力して従来の像教及び其他の異教を排除し純粹の基督教を宣伝し以て主の榮を顕はす可也(中

略) 今日的好機会を失はず同心協力以て全国にキリストの福音を宣伝せんが為又一には種々の弊害を未然に済み且此国に純全堅固なる基督教会の一致聯合を計らんと欲す依先づ愛兄並に貴会諸兄に之を通知し其高見を垂示せられんことを乞ひ併せて此挙を賛助せられんことを切望す」⁽²⁶⁾

1886 (明治 19) 年 3 月, 大儀見元一郎, 安川亨, 松山高吉, 湯浅治郎, 井深梶之助, 植村正久の 6 人が合同を進めるため日本基督教会設立趣意書の草案を両教派に属する教会に文書を送り, ここに合同運動が始まった。その時の名称は, 日本基督教会, 信仰箇条は福音同盟会の教理 9 ヵ条, 教会会議は部会, 総会に分かれていた。彼らは伝道にあたっては, 教派による分裂や競争を防ぎ協力して伝道を推進する必要のあることを認識し, それには一致してことにあたるべきであるという。その草案は, 不満がある内容もあったが前向きに合同を考えていた。

「一致教会と組合教会の合同運動」の先行研究としては, 土肥昭夫と木下裕也の研究がある。土肥は同志社大学神学部教授時代に「一致, 組合両教会の合同運動」(1975 年) という論文を書いた。⁽²⁷⁾ この論文は, 組合教会側の資料を使って言及している。これに対し, 木下は現在日本キリスト改革派教会の牧師で, 「教会における信条と政治の問題——一致・組合合同問題をめぐって」(2007 年) という論文がある。⁽²⁸⁾ 土肥論文は, 組合側の資料を使用した論文として評価できるが, 一致側の資料が使われていないことが指摘できる。木下は先の論文で信条と政治ということで, 合同にあたって「日本基督教会憲法草案」と「日本基督教会憲法並細則附録」を中心に一致教会と組合教会との比較検討を行ない, 神戸改革派神学校の出身で改革長老教会の神学を志向するものであるが, 資料的には一致教会側の大会資料を使用していないのである。

これに対し、筆者は当時の資料を採集して総合的にこの合同問題を分析しようとする。そこで、当時発行されていた『基督教新聞』を丹念に追跡して資料をして語らしめる方法を取りたい。また先行研究において取り上げてこなかった一致教会側の重要な資料として「日本基督一致教会大会記録」を見ることによって、合同にあたっての動きをとらえ直したいと考える。

まず合同の経緯を概観すると、1887（明治20）年5月一致教会は第4回定期大会を、組合教会は第2回総会において、「草案」の検討に入り、さらに合同教会の憲法や細目を作成するため両方の教会で選ばれた20名の委員によって、作業がなされた。その中で起草委員4名に託すことになった。87年5月3日一致教会の大会が東京厚生館において開催された。議長服部綾雄が発言、その大会資料の内容は次の通りである。

「一致組合両教会ノ合併ハ目下ノ伝道上ト将来日本帝国基督教ノ大勢上ニ絶大ノ関係アルコトナレハ実ニ希望ニ堪サル也故ニ今本会ニ於テ五名ノ委員ヲ挙ケ組合会ノ委員ト商議シ合併ノ原案ヲ編成セシムルコトヲ乞フ（押川） 讚成可決（ミロル） 委員ヲ指名スルトキ議長ヲ加ヘラレンコトヲ乞フ（議長） 指名スル者左ノ如シ
インブリー、押川方義、植村正久、吉岡弘毅、井深梶之助」⁽²⁹⁾

議長は5名の委員を指名、そして議長の指示によりインブリーが草案を読み、意見を聞いた。その草案は、次のようなものであった。

「教会政治の事 一、各教会の内示は其自由に任ずる事

一、部会 部会は其域内にある諸教会の牧師及び代人一名を以て組織せる会にして、新教会の建設、教師の試験並に按手礼、教会よりの控訴を審判する事等を掌る。

一、大会 大会は部会より一層区域の広き者にして、其域内の伝道事務・部会よりの控訴を審判する事、控訴審判委員を常置する事等を掌る。但、此の控訴は部

会議員三分一以上請求するときに限る。一、総会 総会は全国にある聯合教会牧師及び代員を以て組織せる者にして、本教会の信仰簡条及び全体の利害に関することを議定し、且伝道の総体を監督する所とす。一、名称 日本聯合基督教会と称す。一、信条 基督教諸派の合一は最も望ましき事なれば、此の志望を達せんが為に日本組合教会及び日本基督一致教会は相合して一の基督教会なり、之を日本聯合基督教会と称す（以下略訳）」⁽³⁰⁾

まずこの会議において、「聯合」の二字を削除することを可決。続いて「教会政治ノ事」について協議、「各教会ノ内治ハ其自由ニ任ズル事」に始まり、部会、大会、総会、名称と説明が続いた。信仰簡条については、「使徒信経・ニケヤ信経・福音同盟会の九ケ条を承諾して之を信ずと言著はすを要す雖もウエストミニスタル略問答及びハイデルベルグ問答・プレマス信仰簡条は其大意を是認するを要す」ということを決め、使徒信条、ニケヤ信条、福音同盟会の九ケ条を中心とすることを決めた。この点においては組合教会との折り合いがついた。

その後、大儀見元一郎から原案について賛成できないと主張、また田村直臣と大儀見は委員を辞退したいとして認められた。かくして草案の細目を作成するにあたり、20名の委員を両教会から出すことを決め、一致教会側からはインブリー、植村、ミロル、押川、三浦、熊野、瀬川、グレナン、ヒエシャル、井深が選ばれた。一致教会と組合教会では、会議を開いて両派が草案を検討する頃の状況は明るい方向が示されていた。星野光多は、「一致組合両会合一論」と題し『基督教新聞』で述べている。

「一致組合両会合一論 星野光多

一致組合両会は方今我国に於て兩つながら尤も隆盛にして多く人材にも富めるものなり此儘にしても行々は両会こそ我全国を一変してキリストの王国とならしむ

明治前期における合同運動の一考察

るに勢力ある麴醇となり宗教歴史の上に墨色よき特出せる地位を占むべき者なるに況てや両会茲に合一して一大教会ともなるに於ては一般伝道の上に於て人材養成の上に於て非常なる大便益を生じ日本国を一変するに一層の速力を加ふるに至るべきは誰れも破れも眼ありて視耳ありて聴ゆる者は空毫の末程も之を疑ふなるべし」⁽³¹⁾

この二大宗派が合併すれば伝道の上でも人材養成の上でも大きな便益をもたらし、日本のキリスト教に革新をもたらすだろうと言い、期待の大きさを表している。1887（明治20）年5月4日、組合教会の教会年會を靈南坂教会で開催、牧師原田助が動議を出し承認された。

「『一致組合併の原案を作らしむる為め組合教会員中より委員四名を撰挙し宣教師より委員一名を依頼す』との動議出されしに満場一致の賛成にて之を決し乃ち其委員として伊勢、宮川、金森、松山の四氏が撰ばれて午前の會議を終りたり午後二時より再び開會、此時同時厚生館に於て開會中なる一致教会大会よりミロル稲垣の二教師を訪問委員として派せられ二氏とも頗る深切なる演述有り為めに兩教会間の情交を一層密ならしめたる様覺へたり番外小崎氏の發議にて右二氏の懇切なる訪問は之を組合教会年報の上に記載して長く之を記憶すべしとのことに是又満場一致の同意を以て可決したり」⁽³²⁾

1887年5月4日の前日には、一致教会では同じように委員を選び、委員長インブリー、押川方義、植村正久、吉岡弘毅、井深梶之助が選ばれ、いよいよ走り出すことになった。

4. 合同に対する両教会の考え方

両教会の牧師、信徒たちがこの合同に賛成する動きは分かったが、宣

教師側はどうだったのだろうか。まず改革長老教会の神学を有する宣教師としては、ユニオン神学校のシャーフがいる。1887年の『基督教新聞』に「博士シャーフ氏一致組合両教会の合一を賛成す」の題で書いている。

「ユニオン神学校は米国プレスビテリアン教会の神学校なり其書翰に曰く 貴翰並に書類正に落手不堪感謝さて日本に於ける教会一致の挙は余が大に注目し且其成功を熱望する所なり旧来のキリスト信徒間の議論を支那や日本に移んとするは愚の至なり、此等の議論は唯人々の心を騒擾し福音の進歩を妨害すべきのみ、キリスト教は先づ其大要を教へ然して其細目に至ては各国民の事情と神の摂理に任すべきなり、是故に旧新約聖書及び使徒信経を以て教理上の基礎とせられたるは誠に其宜きを得たる者なり」⁽³³⁾

リフォームド教会外国伝道局は、1887年11月9日を以って、「日本基督一致教会との合併案を可とする事」を可決、これらの状況を見ると、一致教会側の宣教師、それを支えるボードもこの合同に対し積極的な姿勢が見られる。では、組合教会側に関係するアメリカン・ボードはどうだったのだろうか。1888年10月中旬「アメリカン・ボード伝道会社」の年会が行なわれた。⁽³⁴⁾『基督教新聞』の「アメリカンボードの年会」の報告によると、アメリカン・ボードが日本に宣教師を派遣して20周年にあたり、日本伝道について協議しているが、一致教会との合併については、一言も触れていない。このようにアメリカン・ボードがこの合同に対し積極的な発言を見ることができないことは、日本在住の宣教師と牧師や信徒に何らかの影響を与えたのではないかと思われる。

組合教会側では、合同に好意的な宣教師はデフォレスト、D. ラーネッド、M. ゴルドン、J. ペター、G. オルチンで、反対はC. クラーク、S. ギュエリック、J. デーヴィス、それに新島襄であった。それでは、草案が出てからさらに両教会が会議を開き検討していくところから見ていきたい。

1887（明治20）年5月3日、日本基督一致教会では東京の厚生館において第4回の大会を開いた。

合併はキリスト教の将来にとって重要なことであると、議長井深梶之助が委員を指名して原案を作成するとし、インブリーが委員長を引き受けることになった。草案はインブリーが作成、D. C. グリーンが加筆したものであった。日本人が主体となって進めた合同であったので、日本人が草案作成をすべきであるが、担っていないところをみると、作成するに値する神学的な素養を持つ人物がいなかったのではないかと思われる。インブリーは草案を読み逐条審議することになった。

「第二十一条 議長（服部氏）ノ動議ナル両会合併ノ事ニ付議事ヲ開クコトヲ陳述ス（委員インブリー）其草案ヲ読ミ又委員ヲ述フ（バラ）報道ヲ受クルヲ乞フ（戸田）讚成可決（大儀見）動議逐條審議ヲ乞フ（加藤）賛成可決（大儀見）動議逐條審議ヲ乞フ（加藤）賛成可決 逐條審議討究可決スルモノ左ノ如シ但シ（藤生）動議名称ノ中聯合ノ二字ヲ削除セラレンコトヲ乞フ（服部）修成彼我ノ委員商議決定ノ上名称ヲ撰ヒタシ故ニ今ハ其ママニ為シ置レンコトヲ乞フ（田村）賛成可決」⁽³⁵⁾

合併にあたっての名称をどうするかというのは重要なことである。日本基督聯合教会という名称に対し、「聯合」の二字を削除すべしという意見が出たのに対し、「聯合」の二字は組合教会が望んでいることで、その点を考えると簡単に削除することは出来ないと考え、今はそのままとすることで決まった。次に教会政治について移りたい。両教会にとって教会政治は、合同するにあたって重要なことである。というのは合併後、どのような教会を形成していくかということは、教会が如何に発展するかという問題を含んでいたからである。その中身は次の通りである。

「教会政治の事 一各教会ノ内治ハ其自由ニ任ズル事 一部会 部会ハ其域内ニア

ル諸教会ノ牧師及ビ代人一名ヲ以テ組織セル会ニシテ新教会ノ建設教師ノ試験並ニ按手礼教会ヨリノ控訴ヲ審判スル事等ヲ掌ル 一大会 大会ハ部会ヨリ一層区域ノ広キ者ニシテ其域内ノ伝道事務部会ヨリノ控訴ヲ審判スル事、控訴審判委員ヲ常置スル事等ヲ掌ル(カッコ内略) 一総会 総会ハ全国ニアル聯合教会牧師及ビ代員ヲ以テ組織セル者ニシテ本教会ノ信仰箇条及ビ全体ノ利害ニ関スル支ヲ議定シ且伝道ノ総体ヲ監督スル所トス 一名称 日本〇〇基督教会ト称ス 基督教諸派ノ合一ハ最もモ望マシキ事ナレバ此志望ヲ達センガ為ニ日本組合教会及ヒ日本基督一致教会ハ相合シテ一ノ基督教会トナリ之レヲ日本、基督教会ト称ス⁽³⁶⁾

まず、教会の内治は自由とのこと、続いて教会組織のことが出てくる。「部会」、「大会」、「総会」という3つの組織を備えた。この組織は一致教会の考え方、即ち「小会」(長老会)、「中会」、「大会」という名称を変えた形で位置づけられている。小会はその教会の役員会、中会は地域において同じような教会を形成する教会が集まって会議をし、按手を行なう。大会は全国にある中会に属する牧師、長老が一堂に集う総会である。ここに名称は日本聯合基督教会とした。次に信仰箇条について協議、合同一致の教理の基礎としては、使徒信条並びにニケヤ信条を中心に置き、他に近代になって伝えられているウエストミンスター略問答、ハイデルベルク問答、プレマス信仰箇条は、「その大意を是認する」という解釈をしている。ここに次のようにまとめている。

「終ニ此両教会ヲ相合シテ一ノ日本〇〇基督教会ト為シタル所ノ精神ヲ以テ此教会ハ使徒信經ニケヤ信經及ビ福音同盟会ノ九ヶ條ヲ承諾スル所ノ他ノ基督ノ教会トハ喜テ合同一致ノ商議ヲ為スベシ」⁽³⁷⁾

信仰告白は、個人の内面的な信仰の表現を表すものではなく、公同的な教会の信仰告白を言うのである。教会が自分たちの公同の信仰を内外

に向かって告白するものである。具体的には、古くはルター派教会のアウトグスブルク信仰告白（1530年）、スコットランド信仰告白（1560年）、日本では、1890年の信仰告白や日本基督教団信仰告白（1954年）もその一つである。ルター派の信仰告白は、過去の父祖たちが告白した信仰告白をどのような歴史的状況になろうとも、それを告白し続けるのである。そこには、後進的性格の中でドイツ領邦国家と結びついて教会が守られてきたことと関係し、信仰告白によって政治的統合がなされたことと関係しているようである。それに対し、改革派の教会は政治と宗教の分離が緩やかに進行した近代市民社会に受け入れられていったので、信仰告白によって政治的統合をはかることはなかった。そこで、自分たちの理解する福音主義的信仰を時代状況に合わせて言い表すことが可能となったのである。

信仰告白は教派によって捉え方が異なる。信条には信条主義教会と非信条教会がある。会衆主義教会やバプテスト教会は非信条教会である。これらの教会は、信仰告白を否定するものではないが、信仰告白を制定し告白する主体は、あくまでも各個教会なのである。これらの教会は、各個教会に強制を加えるような教会政治を拒否するのである。信仰告白は各個教会の事柄とし、各個教会より上の教会的機関における信仰告白の制定と告白、各個教会への強制を拒否するのである。それは、各個教会の自治自立を尊重する立場からそうした考え方が出てくるのである。現在でも会衆派の教会は、日本基督教団信仰告白を前面に出して物事を進めると反発となって現れる。教団という全体教会は各個教会の自由と自立によって成り立っている教会なのである。従って色々の教派が集まっている教団なので、各個教会を法的に束縛することはできないと思われる。⁽³⁸⁾

ここにおいて信仰簡条については、日本基督公会の時にもその影響を色濃く受けた「萬国福音同盟会の九ヶ條」が登場し、それと使徒信条が

共通の信仰箇条として問題なくまとめ、これについては反対がなかった。この後、インブリーが合同草案の細目を作成することが必要であるということを提案し認められて10名の委員を井深議長が指名した。ここにおいて、前述の如く田村直臣と大儀見元一郎から反対の発言があったが、一致教会側は殆どの者が合同に賛成の意を示した。

組合側の合同運動の担い手は、L. L. ジェーンズの教えを受けた熊本バンドで同志社の出身者であった。「国家のために、キリスト教によって、一生を捧げる」という決意に代表されるように、彼らは教派的な伝統を重視するというより、実学的な人格主義的な素養を身につけ新日本建設の精神をキリスト教に求めた一群であった。その意味では、会衆派主義的な一致を志向するというより、血縁的な情緒的な家族的一致を求める意識が強く、それに対し、新島襄はしっかりした教派的な教会形成を有すべきだと指摘したのであった。その点では、組合教会の日本人指導たちの神学的立ち位置は会衆派の神学によっていなかったと思われる。

1887（明治20年）4月6日付『キリスト教新聞』において引用したように、日本基督一致教会の星野光多が「一致組合両会合一論」のテーマで「一般伝道の上に於て人材養成に於て非常なる大利益を生じ日本国を一変する」ものであると合同に対し賛成の立場から積極的な意見を述べている。それに対し、組合側の大西祝が「教会一致論に付きて一言す」と題し書いている。彼は、キリスト教会中「宗派分離」の病根があれば断つべしと述べ、星野のように合併が大きな利点を生み出すという明確な答えを出していない。そこには、組合教会側の合併に対する難しい実態を表しているように思われる。以下、大西祝の合併に対する考えを引用すると次のようである。

「吾人は組合教会にありて洗礼を受けし者なり而して久しく其組合教会なるを知らざりし者なり
Congregational派とて一つの宗派ある事は少しく教会史を讀

みて初めて之を知りたるのみ今とても吾人が眼中宗派の別あるなし教会政治の如何を以て他の教会と結合するに大なる困難を感じる者は大凡の信者にはあらずして寧ろ教師牧師及其他教会中錚々たる人々にある事を若し大凡の信徒にして同じ困難を感じる人あらずばそはただに教師牧師等を学べる者にあざらんかそは兎も角も政治の如何は困難の大原因にあらず、宗派分争の病根にあざるなり然らば其病根とは何を云ふか教会政治の如何は相談もて如何にも居りあふ事余り難きにあらず、彼の病根は會議によりて之を切断せん事望外の事なり、教会の政治に異同あるは毫も怪しむに足らず、彼の病根は信徒中あるまじきものにして而して猶あり易ものなり」⁽³⁹⁾

1888（明治21）年1月、インブリー、井深、グリーン、横井等が作成した草案を両委員会から選ばれた20名の委員が會議を開き協議、翌月の2月『日本基督教会憲法並細則別付録』を作成した。同年5月一致教会側は、臨時大會を開き72：1でこれを決議した。これに対し組合側は、「頗る組合教会の希望に適はざる所少なからず」といって草案に対する疑問点がようやく浮き上がってきたのであった。同年5月23日第3回總會を大阪で開いた。その結果6カ月後に臨時總會を開いて決めることになった。この時点では6カ月後に決めるとしたが、結局まとまらず延期、一致教会側と比べて組合教会の草案に対する議員の認識と理解の差が出ているのが分かる。と同時に組合教会独自の各個教会の主権を認めるという特色が組合教会をまとめきれない原因ともなった。

5. 合同の停滞、決裂

その後、1888（明治21）年11月23日、一致教会は大阪青年會館において、組合教会は大阪教会においてそれぞれ開催した。一致教会側は「附録」を2、3の修正をして、全員一致で可決した。ところが組合側は、

43 教会中、17 教会が合同延期の決議をし結局延期に決まった。組合教会の杉山重義によれば、憲法の中の条文に止まらず、合併によって生ずる利害得失や影響などを十分検討していないこと、また花島健起は関東と関西の教会合わせて 17 教会が延期を唱え、なかには委員を出さない教会も出るといった状況があった。新島襄は反対の立場にあったが、彼は長期間アメリカにおいて神学の教育を受け、アメリカン・ボードの宣教師の資格で帰国した。会衆派教会の神学を日本に導入すべく努力してきた。新島はただ反対ではなく、合同は両派の歴史的伝統を考慮に入れて検討した形での合同でなければならないと言っている。

組合教会の指導者が草案作りに参加し、一致教会の委員と協議して作成した草案が、43 教会中 17 教会もの教会が反対するに至った理由は何かという疑問が湧く。この草案に対し、疑問を感じた社友の池本吉次が看過できない草案だと言い、全国の組合教会員に対し「正当の判断」を請うためにと訴えた記事がある。その中心は教会政治にあると指摘、一致教会の政治は「大頭政治」であると批判している。池本の批判が的を得ているので、同年 10 月 24 日付『基督教新聞』を引用することとした。

「一致教会にては総会なる一大政府を首位として其下に大会あり中会あり其最も末葉に教会と一個人あるなり、組合派の政治は即ち純然たる共和制なり、一致派の政治は即ち純然たる大頭政治なり、一は火なり他は水なり、一は天なり他は地なり、此火と水と天と地をば程善く調合せんとするは即ち今回の合併なり、然は即ち此調合よりして如何なる結果の出て来りたるか、之を知らんと欲せば、請ふ慧眼を以て所謂ゆる此憲法草案を分析せよ（中略）第一 該憲法の所謂ゆる部会、聯会、総会なるものは即ち是れ一致教会固有の中会、大会、総会が其名を変じて現出したるものなり、此等の諸会は種々の権力を有す、其内にて歴然として目立つは此れ三会にて裁判権を執行することなり（中略）、第二、既に聴したる如く、組合派にては教会の上には神の外何者をも敷かざるものなり、然れども今回の憲法にて

は教会と一個人の上に数層の支配権を設けたり、読者願くは該憲法の部会聯合總會の権限の條を参照し、殊に第七章第二条四項の如きを熟視せよ

第三、殊に余輩の最も不同意を表し、茲に明白に特書すべきは、該憲法に於ては一般の教会員の外に監督（牧師）の一階級を設け、此等の監督は直接に教会に対して責任ある者にあらずして一人にて教会一個と等しき権を有することはなり且つ此等の監督は教会と同等なる発言権を有し而して場合に因ては部会聯合總會に於て此等の監督其多数を占む故に實際彼等は教会を支配する者なり 第四、組合教会にては、教会を新設し、又教会の同盟を結ぶ等の場合に於ては、全く會員自ら之を決するなり、然れども新憲法に依る時は、此等の権力は全く部会に与えて教会と一般信徒には全く有せしめず（後略）」⁽⁴⁰⁾

第一にこの憲法にある部会、聯合、總會は一致教会の伝統的な組織である中会、大会という制度が変わったものであると指摘する。一致教会は、長老制度の教会を志向するものであり、前述したように、同じ長老教会を形成する地域の教会が集まって協議し、准允、按手礼を行なう組織が中会と言われる。それらの中会が集まって總會を行なう全国組織を大会と呼んでいる。ということで、この線に沿って考えられたもので、この組織は一致教会の組織であると言うのである。

第二は、「組合派にては教会の上には神の外何者をも敷かざるものなり」というように、組合教会は各個教会が独立し上から規制されることがなく自由な活動が認められている。その点から言うと、部会、聯合の組織は自由な教会形成、伝道を制約するものであると指摘する。

第三は、監督（牧師）の一階級を設けているが、これはある種の権限を持つという。長老教会では牧師の自由な活動はあるが、ある教会の牧師が専制的な独断的な動きを取った場合、それをチェックして抑制し、時には中会に掛けて協議し正しい教会形成を促すことがある。そういう意味で、牧師や長老はある種の権限を持っているのである。組合教会の

場合は各個教会主義になるので、その教会の牧師が独断的な行動をとった場合チェックする機能がないので教会に混乱が起こることがある。

第四には、組合教会では「教会を新設し、又教会の同盟を結ぶ等の場合に於ては、全く会員自ら之を決するなり」、としている。しかし、草案では教会の新設は部会、聯会にかけることになっている。各個教会や一般会員の自由な動きは認められないのである。個人の自由な伝道、活動が制約されているとみるが、一致教会ではまずは部会にかけて皆の力を結集して教会を新設するのが一般的であり、そこからこういう考え方が出てきたものと言えよう。

1889（明治22）年5月22日より組合教会は神戸教会において第4回総会を開いた。また一致教会は、同月5月23日より東京新栄教会において第5回大会を開いた。それは、『日本基督教会憲法並細則附録』を修正し、1888年3月に出来た『日本聯合基督教会憲法規則』を検討する会であった。先の『日本基督教会憲法並細則附録』は、憲法が70頁、附録が35頁であったが、『日本聯合基督教会憲法並規則』の憲法並びに規則の部分が31頁と大幅に縮小しそり落としたものになっている。1885（明治18）3月15日、会議を開き議長井深梶之助が、合併協議会委員長インブリーに代わって次のような報告をした。

「第二条、合併協議委員報道 此會議ニ於テ組合教会ノ委員ハ我大会ガ合併ノ基礎トシテ採用シタル所ノ憲法並ニ細則附録ニ付テ數個ノ修正案ヲ提出シタリ而シテ熟議ノ末左ノ修正ヲ採用ヲ推薦スルコトニ決定シタリ 第一、日本基督教会ノ名称ヲ日本聯合基督教会ト改ム 第二、憲法第二章ニ左ノ註を加フ 此章ハ合同ノ教理上ノ基礎トシテ採用シタル者ナレバ日本聯合基督教会ハ更ニ完全ナル信仰簡条ヲ作ランコトヲ期ス又各教会ハ日本聯合基礎教会ノ信仰簡条ノ主旨ニ抵触セザル限りハ各自ニ信仰簡条ヲ作ルコトヲ得 第三、監督ノ名称ヲ教師ト改メ教師ノ

明治前期における合同運動の一考察

職ヲ解明セル一章ヲ加フ 第四、憲法第六章第一条ニ部会ハ其部内ニ在ル各教会ノ代員一名及ビ凡テノ監督ヨリ成立ツトアリシヲ左ノ如ク改ム（中略）第五、部会ノ権中ニ「或ハ其助ヲ為スコト」ノ八字ヲ加フ 第六、細則ノ称ヲ規則ト改メ試補者ノ允可、教師ノ按手礼並ニ退職、牧師ノ就職解職及ヒ教会建設ノ手續ヲ憲法ヨリ移シテ規則ニ編入ス 第七、聯合ヲ廢シテ總會ヲ毎年開設スル者トス而シテ聯合ノ事務ハ大抵總會ニ於テ執行スルモノトス只基督教主義ノ諸科ノ学校及神学校ヲ設立シ云々トアリシヲ単ニ神学校ヲ設置シ又ハ之ト關係ヲ起ス事ヲ得ト改ム 第八、上告ノ権ヲ只戒規ノ事件ニノミ限り上告ノ文字ヲ改メテ申告トナス 第九、犯罪ノ下ニ原案ノ如ク或ハ其所属教会ノ規則ニ背ケルコト也ノ数言加フ 第十、戒規並ニ申告ノ手續ヲ細則ヨリ附録ニ移ス是等ノ修正ヲ加ヘタルカ為メニ其他ニモ多少文字上ノ変更ヲ要シ且此草案ノ躰裁上ニ余程ノ変更ヲ生ジタリ故ニ委員ハ更ニ之ヲ印刷ニ附スルヲ善トセリ即其印刷ニ附シタル者ヲ茲ニ提出ス 明治二十二年即一千八百八十九年五月廿三日 委員長ウィリアム・インブリー 日本基督一致教会大会議長 貴下」⁽⁴¹⁾

日本基督一致教会大会では、組合側の修正意見を長い時間をかけて協議した。午前9時に始まって午後5時に終わらず、午後6時まで延長したが、それでも終わらず午後7時まで延長して取り決めた。ここに表れているように、一致教会が合同を何とか取りまとめたという意欲が見られた。この大会に見られるように協議して以下のように可決、この修正案は組合側に大幅に譲歩したものになっており、これを組合側に持ち寄って合同をまとめたとした。

この草案に対し、一致教会では名称については原案通り「日本聯合基督教会」とし、組合教会が提案する「聯合」を名称に組み込んでいる。また憲法並びに細則とあるのを「規則」とした。第一章「一部の教会」を「一派の教会」に訂正、第二章教理では使徒信条、ニケヤ信条、福音同盟会の九ヶ条を基本にすると記載された。さらに一致教会大会記録に

は、「教理ノ次ニ数行ノ注を加ヘラルヽ」との報告を可決し、第二章教理の本文の前に小さい字で次のような文章が綴られている。

「この章は合同の教理上基礎として採用したる者なれば日本聯合基督教会は更に完全なる信仰箇条を作らんことを期す、又各教会は日本聯合基督教会の信仰箇条の主旨に抵触せざる限は各自に信仰箇条を作ることを得」⁽⁴²⁾

日本聯合基督教会はさらなる信仰箇条を作ることを期すとし、これらの信仰箇条に抵触することがないならば、各教会独自の信仰箇条を作成してもよいとしている。一致教会は、一致教会の信仰告白を持っているが、各個教会独自の信仰告白を作成することはない。しかし、組合教会は各個教会独自の信仰告白を持つことが多く、その点を考えて組合教会に譲歩していることが分かる。第4章は教職になっている。この教職は、新たに付け加えられたものである。「教師とはキリストの福音を宣伝し、且つ聖礼典を司らんが為に公然接手によりて聖別せられたる者をいふ一個の教会に聘せられて牧会の職に任せられたる教職を牧師といふ」。洗礼と晩餐は監督とあるのを教師に改めた。

第7章は部会である。部内にある各教会の牧師及び代員一名より成り立つとなっていたものを、「『部会ハ其部内ニアル各教会ノ代員二名ヨリ成立ツモノトス但シ内一名ハ成ベク牧師タルヲ要ス』」と修正することを一致教会では承認した。第9章「戒規」では、戒規の目的はキリストの尊榮と清潔を保つためマタイ伝18章15より17節までのキリストの聖訓の趣旨によると簡潔にまとめている。そして所管、犯罪、判決、回復の項目をすべて削除、教師は所属部会の戒規によること、一般信徒は所属教会において戒規を受けるべきとし、審問、教会裁判についての規定は無くなっている。ここにも組合教会側の主張を受け入れている。

第10章は「申告」という名称になっている。「憲法草案」では「上告」

となっていたが、「申告」と修正している。第十章二項三項に「部会ハノ下ト総会ハノ下ニ」「教会ノ依頼ニヨリ」の8字を加える修正をした。その教会にて受ける戒規を不当と認めた時は部会の処分において受け、部会において不当とした場合は総会にかけることにし、教師においてもこれに準じた。「判決」、「上告審番会議」という名称は削除された。

この大会の議場において最後に植村正久が発言した。「今修正ヲ加ヘタル憲法ノゼンタイヲ受ルコト」と述べ可決されている。ここに表れているように、一致教会側のこの合同に対する意欲と何とかまとめたという思いが大会記録から伝わってくる。井深議長によりインブリー、井深、植村の3名が「修正シタル憲法草案ヲ以テ神戸ノ組合教会」のため明日出立し、使者としてその会議に臨むとして会議を終了した。

1889年5月30日、一致教会では会議を開き報告をした。

「五月三十日 午前九時半百六番ノ讚美歌ヲ唱シ留川氏祈祷開会ス議長ハ神戸へ派出シタル委員ヨリ左ノ電報到達セリ之ヲ大会ニ報告ス クミアヒノソウクワイ、スデニトヂテ、サウダンノ、シヤウナシ、タダシ五メイノ、ケフギ、イインヲアゲタリ、ワレラ、ミヤウゴゴカヘル、ケンバフノギジハ、ナルベクソレマデ、マテ」⁽⁴³⁾

同年5月27日、事前に一致教会ではインブリーを始めとする3人が行くまで組合教会側の総会を閉じないように電報を打っていた。ところが電報が届けられる前に組合教会総会を閉会してしまった。これが、「電報の行き違い」事件である。組合教会側は、一致教会側の修正案に応じることで合同運動を継続する意思があったが、一致教会側は組合教会側が合同をまとめられないことと合同の方向性が見えないことに痛く落胆した。1889年7月、稲垣信と山本秀煌は、組合教会の小崎弘道、湯浅次郎、杉山重義の3人と横浜で会し、大会の決議を通知し協議、組合の

総会にかけて後、回答すると約し翌年4月組合教会の総会は議長本間重慶の名を以って回答、ここに合併は不調に終わった。

「組合一致両教会合併相談委員稲垣氏報道　委員等ハ去ル明治廿二年七月組合教会ノ委員小崎杉山湯浅ノ三氏ト横浜ニ相会シ一致教会大会ノ決議ヲ通知シ合併ノ事ヲ相談シタル處彼ノ委員等ハ一応組合教会ノ総会ニ問フテ決答スベシトノ事ナリシガ其後本年四月組合教会ノ総会ヨリ書面ヲ以テ合併不調ノ旨ヲ申来レリ其書面左ノ如シ　拜啓陳者先年来一致組合両教会合併之件ニ付段々御協議ニ及ビ候處種々止ミ難キ事情有之本月二日ヨリ西京ニ開設致シタル組合教会総会ニ於テ右合併ハ不得止暫時中止致シ度キ事ニ決議相成何トモ折角ノ希望今ニシテ中止致スハ甚ダ遺憾ニ候得共又々合併致スベキ好時期ノ到来可仕ハ必ズ聖意ニ違ハスコトト深ク信シ居リ候得バ一日モ早く其氣運ニ遭遇センコト切望ニ不堪候何卒不悪御了承ノ上各位ニ宜敷御披露ノ程奉願上候願クハ以来両会ノ上ニ恩寵尚益々加ハラシコト祈願罷居候頓首再拜　明治廿三年四月八日　日本組合基督教会総会議長　本間重慶　日本基督一致教会大会議長　井深梶之助殿（井深トアルハ稲垣氏ト誤リタルモノナラン）」⁽⁴⁴⁾

井深梶之助は、後年合同が不調に終わった理由をあげている。第一に最初より細目に渉る規定を設けようとして、組合側の教会員の自由を束縛する危惧を生じた。第二には合同の大問題を一、二ケ年で一気呵成にし過ぎた。第三に組合教会部内及びアメリカン・ボードの反対があったこと。第四に組合教会では、教会政治主義という考え方があって総会において教会全体に関することを議決実行する権能がなかったことがあったと指摘している。⁽⁴⁵⁾

山本秀煌著『日本基督教会史』によれば、組合教会牧師今泉眞幸が組合教会略史において、合併を困難にした要因は神学上にあらずして政治上にあったという。「会衆主義の自由自治を没却するといふのが合併反

対論者」の主張であった。組合教会の先輩の多数は合併賛成で、「新島先生及び先生に鼓吹された同志社教会の青年達が合併反対の急先鋒」であった。宣教師ではデーヴィスなどが合併を憂慮していた。とに角合併の頓挫は新島の力にあったと言っている。⁽⁴⁶⁾

先行研究における土肥昭夫は、『日本プロテスタント教会の成立と展開』において、「日本人に固有な島国的閉鎖性や派閥性に加えて、直感的、情緒的」にものを捉える態度、「目標に向かって猛烈に突進するが」、急速に冷却してしまう特性があり、新島を頂点とするカリスマ的師弟意識を見逃すことができないと分析している。また『歴史の証言』(教文館2004年)の「一致、組合両教会の合同運動における新島の教会政治論」⁽⁴⁷⁾において、合同に反対した新島の理由を会衆主義の立場から考察している。そこでは、小崎弘道の牧する番町教会で新島の説得で合同延期に信徒が動くなど、小崎は新島の言動に怒り新島との対立が顕著になり、合同問題をめぐって組合教会が分裂するのではないかという側面も見られたが、結局そのようにはならず合同運動は破綻することになった。ここに合同破綻に至る原因の一つが新島にあることを示唆している。

さらに2007年には、木下裕也が前述した「教会における信条と政治の問題——一致・組合合同運動をめぐって」では、「日本基督教会憲法並細則記録」と「日本聯合基督教会憲法並規則」の文献を通じて合同運動を分析、「組合教会論—新島襄」の項目では、新島が合同に反対に熱心であったことを指摘しながら会衆主義や長老主義について学び、理解して納得して合同に踏み切るならば新島も賛成する態度であったと指摘している。

日本基督公会運動の時は宣教師が中心に進められたが、一致教会と組合教会の合同は日本人牧師を中心として推進されたところに特徴があった。従って、当初においては簡単に合同が成就されると考えていた。しかし、教会全体に関することについては、一致教会では中会、大会とい

う組織があってそこで決定するという原則がある。ところが組合教会では、各個教会主義が優先して、全体のことを決めることができる「総会」がそのような教会全体のことを決めることができない規則になっているということが合同の協議をする時の壁になっていたと言えよう。

一致教会では、大会で協議した時に反対者が出ても合同を望む牧師、長老が圧倒的に多かったので合同を決議できた。しかし、組合教会では、合同を推進する熱心な委員が全体をまとめていくことができなかつた。

1889（明治22）年5月22日において行われた神戸教会における総会において、議長選挙をめぐって大混乱となった。議長宮川経輝、副議長小崎弘道が選ばれたが、小崎は議会前に懇談会を開かんと動議を出した。これに対し議場は否決、宮川が議長を辞し、次に選ばれた市原も議長を辞し、長田時行が議長席に就いて議長になる等、議場は混乱を呈していた。⁽⁴⁸⁾ その結果、この合同は先送りする事態へと発展した。このように議長が、二転三転するようなことは、一致教会ではありえない事であった。そこに、当時の会衆派教会では、総会が総会として機能しないような仕組みになっていたのである。

まとめ

1872年3月10日、日本最初のプロテスタント教会である日本基督公会が誕生した。同年9月第1回の宣教師会議が開かれ、日本基督公会の無教派主義の教会を展開することを目指して運動がなされた。そのなかで、オランダ改革派教会と日本組合基督教会との合同が展開された。しかし、組合側の新島襄やデーヴィスら宣教師たちの反対で破綻した。

その後、再び日本基督一致教会と日本組合基督教会との合同運動が起こった。合同は残念ながら不調に終わったが、その合同不調の原因を追究することは、色々の要因があって簡単に総括できない。当時、一致教

会と組合教会の合同に関し、「最も重きをなしていた新島襄の如き、宣教師デビス及びギュリキの如き、最も熱烈なる反対者であった」と言われる。従来の見解では、新島を中心とする三人の宣教師が反対したことが合同に影響を与えたことが指摘されてきた。そこにおいて、新島を中心とする宣教師の影響によって合同が破綻した面があったことを否定するものではないが、そこに収斂することができないところがある。今まで分析してきたように、組合教会の会衆派教会の教会政治に関する考え方が合同を阻んだものと考えられる。

一致教会側は、規則の草案作りにインブリーが委員長になって大きな役割を果たしているが、組合側ではD. C. グリーンが賛意を示してはいるが、宣教師がイニシアチブをとる姿は見えなかった。そこで合同できなかった原因をあげると次のようなことが言えると考えられる。

第一に指摘できることは、合同が破綻した中身は信仰箇条の違い、神学の相違ではなく、教会政治の違いが合同を阻む要因になった。

第二にはオランダ改革派教会の宣教師もミッション・ボードも日本基督公会運動に賛意を示していたが、アメリカン・ボードは賛成の意思を表していなかった。さらに一致・組合合同運動の場合にも、アメリカン・ボードが賛成の意を示さなかったことにこの運動を阻止した原因があった。アメリカン・ボードが合同に賛意を示し、積極的に支持する姿勢がなく、むしろ反対であったことが合同を推進することができなかった原因の一つになったと考えられる。

第三には、一致教会と組合教会の教会形成の違いが合同の壁となったと考えられる。一致教会では、大会において積極的に賛意を示して取りまとめたのに対し、組合側は総会において合同を推進しようとしても、組合独自の教会政治の考え方に阻まれて合同へ進むことができなかった。一致教会側では、重要事項については大会において協議し決定するという視点に立っていたので、意見がそこでまとめられた。しかし、組

合教会側では、上部の総会が一致教会の大会で示されるような権限がなく、各個教会に意見を求める形をとったので、そこで反対の決議が出ると修正することができず草案を取りまとめた委員の意向とは違った方向へと動いてしまったのである。このように、組合教会独自の各個教会の主権を認めるという特色が表れて、各個教会に意見を求めるという考え方が合同という大義名分に向かうことなく意見が噴出してまとめることができず、ここに合同が破綻したのである。

注

- (1) 高谷道男編『ブラウン書簡集』日本基督教団出版局、1980年、284～289頁
- (2) 同上1980年、57頁
- (3) 岡部一興編、高谷道男・有地美子訳『ヘボン在日書簡全集』教文館、2009年、36頁
- (4) 『植村正久と其の時代、第三巻』教文館、昭和五十一年九月二十日覆刻再版、638頁

なお、日本基督公会の運動に中心的な働きをしたのは、アメリカ・オランダ改革教会のS. R. ブラウン、J. H. バラなどがいる。米国長老教会では、D. タムソン、E. R. ミラーなどを見出すことができる。日本基督公会が万国福音同盟会から受けた影響についての分析については、中村敏著「日本初期プロテスタンティズムに及ぼした福音同盟会の影響」『キリスト教史学第38集』1984年を参照のこと。日本基督公会運動の研究において色々の著作をあげることができるが、総合的に捉えた画期的な著書として次のものを挙げたい。棚村重行著『二つの福音は波濤を越えて—十九世紀英米文明世界と「日本基督公会」運動および対抗運動』教文館、(2009年)がある。著者が示す「二つの福音」とは、無教派主義あるいは超教派主義の「新派カルヴァン主義」的福音理解、それに反対した『ウエストミンスター信仰基準』、「ドルト信条」の路線に立つ教派主義的な「旧派カルヴァン主義」の福音理解の対立が「公会」運動とそれに反対す

明治前期における合同運動の一考察

る対抗運動によってもたらされたと主張している。この書は、19世紀英米文明世界で形成された「福音」がどのように日本に受容されたかを「公会」運動を通じて分析した。

- (5) ジェームズ・バラ著、飛田妙子訳『日本最初のプロテスタント教会を創ったジェームズ・バラの若き日の回想』キリスト新聞社、2018年、162～163頁
- (6) ジェームズ・ハミルトン・バラ著、井上光訳『宣教師バラの初期伝道—しのめ 夜明け 日本における神の国のはじまり』33～34頁。1872年2月昼休みの12時から1時まで集まりをしたいので教室を使えるか聞きに来たのは篠原であった記されている。また以下の書物にも当時のことが記載されている。『植村正久と其の時代、第一巻』昭和五十一年九月二十日覆刻再版、437頁。
- (7) G. F.フルベッキ『日本基督教会歴史資料集(七)—日本プロテスタント伝道史』改革社、1984年、46～47頁
- (8) 高谷道男編『ブラウン書簡集』1980年、285～286頁。
- (9) 岡部一興編、高谷道男・有地美子訳『ヘボン在日書簡全集』2009年、261頁
- (10) 同書、265～267頁
- (11) 小川圭治「公会主義—その理念と運命」『東京女子大学付属文化研究所紀要』第38巻[1]、1977年。同第39巻[2]、1978年。五十嵐喜和『日本基督教会史の諸問題』改革社、1983年
- (12) 村田四郎「日本プロテスタント教会の性格」265～268頁『現代キリスト教講座、第三巻、キリスト教の歴史』修道社、1956年
- (13) 日本基督教会歴史編纂委員会『日本基督教会歴史資料集(三)』11～13頁
- (14) 拙稿「日本基督公会の挫折と長老派の動向—横浜におけるキリスト教受容『日本プロテスタント史の諸相』聖学院大学出版会、1995年
- (15) 山本秀煌『日本基督教会史』復刻版43～45頁、改革社、1973年
- (16) 『日本キリスト教歴史大事典』931頁参照。なお組合側の代表的教会の教会史をみると、『大阪教会要覧—創立八十周年記念小誌』1954年、『神戸教会90年小史』1964年、『神戸と基督教—神戸キリスト教100年史』1976年、『日本基

『督教団摂津三田教会創立百周年記念史』1975年などがある。これらの教会史を見たところ、執筆者の教会史を叙述する視点も考えられるが、一致教会と組合教会の合同問題を見出すことができなかった。

- (17) 拙稿「明治前期におけるキリスト教受容の一考察—弘前教会を中心として」『日本歴史』1977年5月号, 吉川弘文館, 59～65頁。1875年12月ジョン・イングが到着, 本多庸一とともに伝道し1878年3月に帰国するまで34名に洗礼を授けた。受洗などの経緯を本多庸一が記した公会記事が弘前教会に保存されている。その記録をキリスト教史学会会員であった本多繁が記した記録に解説をつけて「弘前教会記録公会記事」『キリスト教史学24集』1970年にまとめた。
- (18) 山本秀煌『日本基督教会史』復刻版51～54頁
- (19) 上田教会歴史編纂委員会「稲垣 信自叙伝」(写)『日本キリスト教会上田教会歴史資料集』第1巻, 198～200頁, 2001年
- (20) 上田教会歴史編纂委員会『日本キリスト教会上田教会歴史資料集』第2巻, 24頁, 2001年
- (21) G・F・フルベッキ著, 日本基督教会歴史編纂委員会『日本基督教会歴史資料(七)—日本プロテスタント伝道史』1984年, 113頁。長崎教会の創立年月日については, 1876年12月25日という説もある。『植村正久と其の時代』1巻によると, 12月25日になっているが, 公に公表している創立日は12月23日になっている。また西豊氏の『長崎教会の草創期(上)(下)』の研究によると, 12月23日になっているので, 23日を創立日とした。
- (22) 西豊氏『長崎教会の草創期—中会形成を目指して—(下)』キリスト教史談会, 2009年, 24頁
- (23) 佐波亘編『植村正久と其の時代』第二巻, 594頁
- (24) 同書, 第二巻, 630頁
- (25) 海老澤有道・大内三郎『日本キリスト教史』日本基督教団出版局, 1971年, 215頁
- (26) 佐波亘編『植村正久と其の時代』第三巻, 673～674頁

明治前期における合同運動の一考察

- (27) 土肥昭夫「一致，組合両教会の合同運動」『日本プロテスタント教会の成立と展開』日本基督出版局，1975年
- (28) 木下裕也「教会における信条と政治の問題—一致・組合合同運動をめぐる—」『旧日本基督教会試論—教会・文化・国家』新教出版社，2007年
- (29) 『日本基督一致教会第四回大会記録』一八八七年五月三日，明治学院歴史資料館所蔵，20頁。なお第五回大会記録，第六回大会記録も同資料館所蔵
- (30) 山本秀煌『日本基督教会史』復刻版，112～113頁
- (31) 『基督教新聞』明治20年4月6日，第193号
- (32) 『基督教新聞』明治20年5月11日，第198号
- (33) 『基督教新聞』明治20年8月31日，第214号
- (34) 『基督教新聞』明治22年12月31日，第333号
- (35) 『日本基督一致教会第四回大会記録』明治二三年五月三日
- (36) 同上，20～21頁
- (37) 同上，23頁
- (38) 信条主義教会は，ルター派教会に見られるように過去の教会の父祖たちが告白した信仰告白をどのような歴史的状況になろうとも告白を続ける教会がある。それに対し改革派や長老派の教会は，信仰告白を尊重するが教会の父祖が告白した信仰告白をそのまま告白することはない。それぞれの時代状況の中で，自分たちの考える信仰告白を告白するのである。会衆主義教会やバプテスト教会が非信条教会であるというのは，信仰告白そのものを否定するものではないが，信仰告白を制定し告白するのは各個教会であるという前提がある。従って，ある種の教會的機関がその各個教会の信仰告白を否定したり，強制を加えるような教会政治を拒否する特徴がある。その意味から会衆主義教会やバプテスト教会を非信条教会の類型に属するものとした。この考え方については，兩宮栄一著『日本キリスト教団教会論』「1. 信仰告白とは何か」に叙述された81頁から84頁を参考にした。
- (39) 『基督教新聞』明治20年4月15日，第194号

- (40) 『基督教新聞』明治21年10月24日、第274号、また同誌の同年11月28日第279号の記事では、11月23日の大阪会議において、この会議に代員を出さない教会が13もあったことが報告されている。
- (41) 『日本基督一致教会第五回大会記録』明治二十二年五月
- (42) 『日本聯合基督教会憲法並規則』明治二十二年三月、なおこの後の文章においてこの憲法の引用については、注を省略した。
- (43) 『日本基督一致教会第五回大会記録』一八八九年五月
- (44) 『日本基督一致教会 第六回大会記録』明治二十三年十二月
- (45) 佐波亘編『植村正久と其の時代』第三巻、673～674頁
- (46) 山本秀煌『日本基督教会史』復刻版120頁、なお新島襄は1889年11月病となり、翌年1月23日に死亡、合同挫折の結果を知ることなく世を去った。
- (47) 土肥昭夫「一致、組合両教会の合同運動における新島の教会政治論」『歴史の証言』教文館、2004年
- (48) 『基督教新聞』明治22年5月29日、第305号